

第2期

原村地域福祉計画



原 村

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	背景	3
第2節	第2期地域福祉計画とは	4
第2章	計画の概要	5
第1節	原村地域福祉計画の位置付け	7
第2節	原村福祉の基本理念・基本目標	8
第3節	計画期間	10
第3章	原村の福祉をとりまく状況	11
第1節	児童福祉	13
第2節	高齢者福祉	14
第3節	障がい者福祉	15
第4節	健康づくり（保健・医療との連携）	16

第4章	各分野の状況と課題・施策の展開	19
第1節	地域福祉の基本的な考え方	20
第2節	児童福祉の基本的な考え方	26
第3節	障がい者福祉の基本的な考え方	33
第4節	高齢者福祉の基本的な考え方	40
第5節	健康づくり(保健・医療との連携) の基本的な考え方	43
第5章	計画の推進に向けて	49
第1節	計画の推進と役割分担	51
第2節	地域福祉センターとの 連携による事業の推進	52

はじめに



近年の加速する少子高齢化、家族形態の変化、地域住民のつながりの希薄化等により、福祉をとりまく環境は変容し続けております。

村では、このような動向に的確に対応していくため、すべての村民が、住み慣れた地域で安心して自立した豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、その基本的な指針となる「第2期原村地域福祉計画」を策定いたしました。

策定にあたりましては、第4次原村総合計画の住民アンケート結果を参考に、第1期地域福祉計画策定にあたり抽出した課題やその解決策は引き継ぎつつ、新たに生じた問題や社会情勢の変化等に対応するための取組を盛り込みました。

また、本計画は原村老人福祉計画、原村障がい者福祉計画、原村健康増進計画、原村次世代育成支援行動計画の4つの計画を統合し、昨年度策定された第4次原村総合計画後期基本計画とも整合性を図りながら、本計画の推進に向けて、地域住民、事業者、行政がそれぞれの役割を積極的に果たすと共に、これまで以上に協働し、各種施策・事業が効果的に展開されるよう取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた原村地域福祉計画推進協議会アドバイザー・委員のみなさまに心からお礼申し上げますと共に、アンケートやパブリックコメントを通じ、村民のみなさまから多くの貴重なご意見をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

「ありがとう、お互いさま、地域で支え合う福祉の村づくり」の実現に向け、村民のみなさまの深いご理解と、積極的な参加、ご協力をお願いいたします。

平成24年3月

原村長 清水 澄

第1章 計画の策定にあたって

第1章では、

第2期福祉計画を策定することとなった背景、地域福祉計画とは何かを説明しています。



第 1 節 背景

平成 12 年の「社会福祉事業法」の改正により、法の名称は「社会福祉法」に改められましたが、この法改正による主たる目的は、これまでの社会福祉事業（サービス事業者）中心としたものから、福祉サービス利用者を中心としたものに替える、すなわち、利用者の立場に立った社会福祉制度を構築していくというものでした。

今日、福祉の分野では「施設から在宅へ」といった考え方が浸透し、住み慣れた家庭や地域での生活を実現するための在宅サービスの充実、平成 18 年に制定された障害者自立支援法では、援助を必要とする障がい者やその家族が地域において自立した生活を送れるよう、必要なサービスが総合的に提供される仕組みづくりを構築するよう取り組んでいます。

しかし地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスをもって解決していくことは、費用面でも人的面でも限界が生じてきます。

地域住民同士が主体的にかかわり、支え合い、住み慣れた地域でお互いに助け合っていくことの大切さを改めて認識し、住民一人ひとりが、この仕組みづくりに積極的に参加していくことが求められています。

そして、専門的分野で活動される方々については、地域力を高めるよう、個人や地域のネットワークでは把握できない部分をケースマネジメントしていく、言い換えれば地域の力と専門家の力を合わせて支援をおこなっていくという本来のケアマネジメントの役割を果たしていくことが求められます。

平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」以来、ボランティア活動の重要性が再認識されることとなり、ボランティア活動を通じた社会参加や自己実現をしていきたいと考える人が増加しています。

住民一人ひとりが住み慣れた地域で生活していくためには、地域に住む人々が、その地域でしか見えない生活課題や、身近でなければ早期に発見しにくい生活課題について、その発見への取り組みと、その生活課題の共有、次に村民や団体と行政とが協働しながら「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり（地域福祉の推進）」を目指し、その問題に取り組んでいくことが、これからは求められています。

これまで「福祉」は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などに代表されるように、それぞれの対象者に主眼を置いて、必要な福祉サービスを提供することを目的としてきました。一方、「地域福祉」は自分たちが住む地域という場所に主眼を置き、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての住民が自分たちの住む地域において、いきいきとした生活を送れるよう、地域住民・事業所・行政等が協働して、共に支え合っていく“しくみ”をつくっていくことです。

第2節 第2期地域福祉計画とは

平成18年に原村地域福祉計画を策定し、「ありがとう お互いさま 地域で支え合う福祉の村づくり」を基本理念とし、すべての村民が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる社会を目指してきました。

第1期計画の推進については、地域福祉計画推進協議会を設置し、成果や課題等を協議し推進に努めてきました。その結果、主に地域での助け合いとして「災害時住民支え合いマップ」を全地区で完成させ、マップを利用した避難訓練が各地区ではじまっています。また、身近なところから相手を思いやり、お互いに支え合うために、傾聴ボランティアを育成し、「はら村傾聴ボランティアグループのぞみ」を立ち上げ、個人宅・各施設などで活躍しています。

地域福祉計画に基づき、各分野の個別計画においても、老人福祉計画では地域包括支援センターを設置し介護予防の推進、健康増進計画では生活習慣病の予防、食育の推進、次世代育成行動支援計画では子育てサロンや保育所における病児保育の充実、未満児棟の建設等、障がい者福祉計画では地域生活支援事業等村独自のサービスで充実を図る等を行ってきました。

第2期計画の策定にあたっては、原村総合計画の住民アンケート結果等を参考に、第1期計画策定にあたり抽出した生活課題やその解決策は引き継ぎつつ、新たに生じた問題や社会情勢の変化等に対応するための取り組みを盛り込むことにしました。

また、個別計画の役割を明確にし、より効率的な公的サービスの周知や提供を行うとともに、地域での課題解決に向けた取り組みへの支援に重点を置くこととしました。

近年、地域を取り巻く状況は確実に変化しています。少子高齢化、核家族化の進展、ライフスタイルの変化等により、家族や地域における相互に支え合う機能が弱まるとともに、身近な交流やコミュニケーションが希薄化しています。

一方、村民の福祉に関するニーズは多様化が進み、誰もが住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して充実した生活を送るためには、地域において支え合い、助け合う力を高めていくことが求められています。

さらに、新たな問題として高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応が必要になっています。

第2章 計画の概要

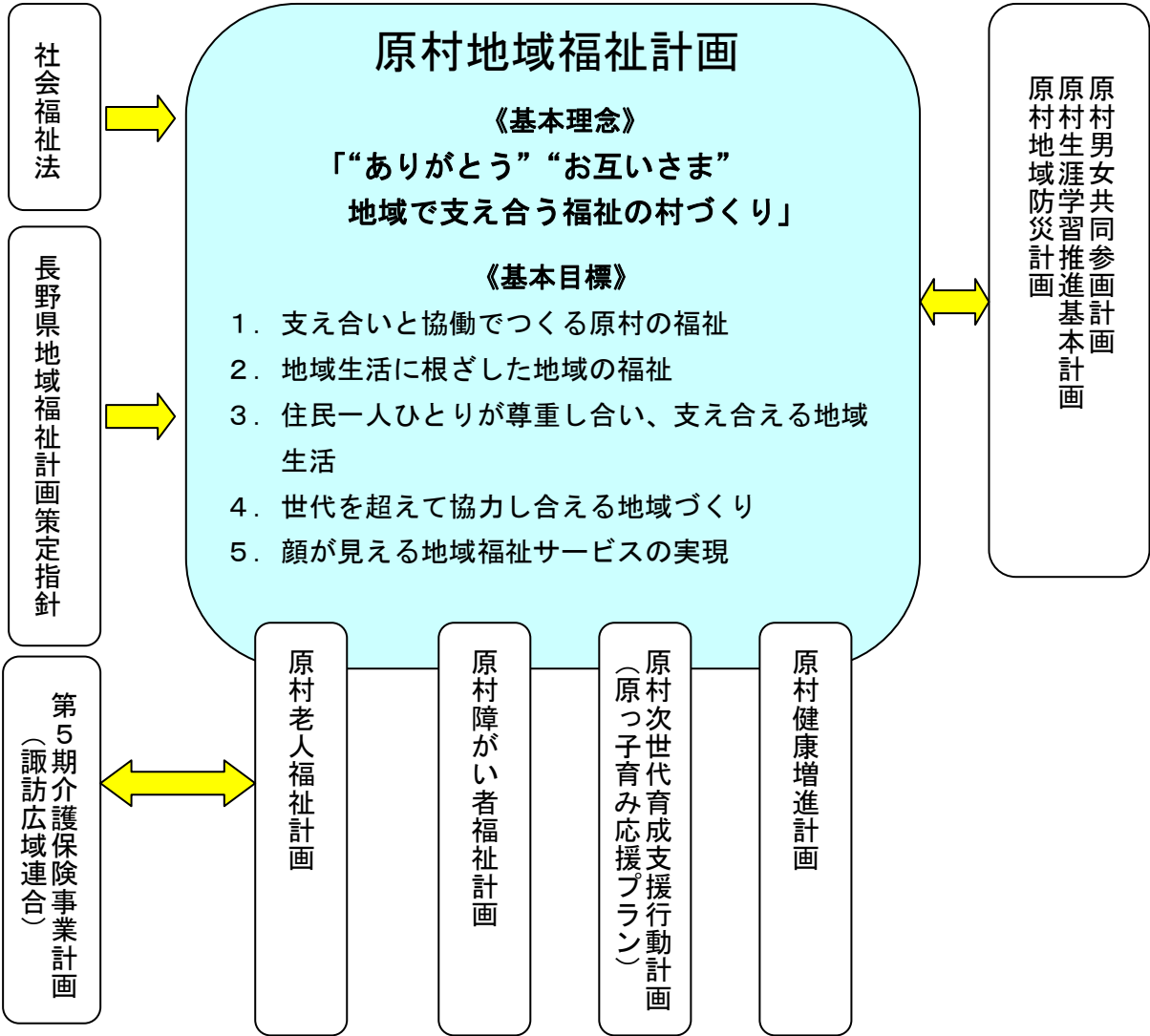
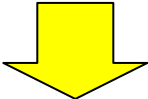
第2章では、

この計画の概要について説明しています。
計画の位置付け、理念、目標、計画期間についての説明をしています。



第1節 原村地域福祉計画の位置付け

原村第4次総合計画（地方自治法第2条第4項）



第2節 原村福祉の基本理念・基本目標

《基本理念》

“ありがとう” “お互いさま”
地域で支え合う福祉の村づくり

住民がお互いに、また、行政や福祉事業者、福祉活動に携わる人たちと共に助け合い、身近な地域で支え合うことで福祉の村づくりを目指していくことを理念としました。

《基本目標》

1. 支え合いと協働でつくる原村の福祉

原村の歴史の中で育んできた地域（地区）のつながりや、自然環境に恵まれた立地を活かし、村外から移り住む人たちとの積極的な交流を図る中で、一人ひとりの自主性が尊重され、共に支え合う活動を通して安心して過ごせる豊かな地域生活を目指します。限られた財源の中で、必要なサービスを必要な人に提供するために、財政全体の中でサービス内容の見直しや負担の適正化などを十分に議論し、より良い公私協働を通じた原村福祉の構築を目指していきます。

2. 地域生活に根ざした地域の福祉

住み慣れた地域（地区）で普段と変わらない生活をより長く続けられるように、就労形態や生活状況に合う保健・医療・福祉サービスの提供や健康づくり等の活動ができる地域福祉システムの構築を目指していきます。また地区ごとで行われてきた様々な支え合いの活動（老人クラブ、PTA、地区子ども会、等）を活かしながら地域住民の生活課題に柔軟に対応できる福祉活動を目指します。

3. 住民一人ひとりが尊重し合い、支え合える地域生活

長く村で生活する人や新しく移住してきた人それぞれが、先人の持つ知恵と新しい人々の発想を生かしながら、お互いの生活観や人生観の違いを尊重し理解し合い、よりよい地域の福祉活動が生まれ、情報を共有し合える地域社会をめざしていきます。また男女・年齢・居住年数・障がいの有無などにかかわらずお互い認め合い、対等な立場で気軽に集い話し合いができる支え合いの村づくりを行っていきます。さらに、地域社会に生活基盤をもとめる障がいのある人への理解を通して、様々な交流や協働関係の構築を目指していきます。

4. 世代を超えて協力し合える地域づくり

高齢の方のもつ知識や特技などを活かし、子どもや障がいのある人との交流を促す等、それぞれの世代の人たちが原村に生活することの誇りと安心のなかで、自然に育ち、育めるような地域活動の場を増やしていきます。また子育て支援などそれぞれの世代の人が無理なく協力し関わりをもてる生活支援の仕組みづくりを構築していきます。

5. 顔がみえる地域福祉サービスの実現

近年、核家族化の進行や転入者の増加、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化等により、地域内の交流が希薄化し、つながりが弱くなっています。また様々なニーズに corres 応するため福祉サービスの内容も複雑・多様化しています。

このような中、潜在化している福祉ニーズの早期把握に努め、適切なサービスに結び付けていくことが必要となっています。そのために行政、各関係機関が連携し、個人情報保護に留意しながら、情報を共有し住民の要望にいち早く対応できる体制をつくっていきます。

また、村の福祉施設（地域福祉センター、保健センター、老人憩の家）の在り方を検討し、利用しやすい施設の整備を進めます。

第3節 計画期

原村地域福祉計画の計画期間は5年を1期とします。
 よって今回の計画期間は平成23年度から平成27年度までとなります。
 そのほか原村総合計画、個別計画の計画期間については下記のとおりです。

区 分		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
原村総合計画		基本構想												
		前期計画					(見直し)		後期計画					
福祉分野計画 (個別計画)	原村地域福祉計画	第1期					第2期							
	原村老人福祉計画	第3期			第4期			第5期						
	原村障がい者福祉計画	第1期			第2期			第3期						
	原村次世代育成支援行動計画	前期				後期								
	関連計画	原村健康増進計画	第1期								第2期			

○ 毎年度ごとに課題の分析及び評価を行う。

第3章 原村の福祉をとりまく状況

第3章では、

児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康づくり等の福祉行政の現状についての説明をしています。



第1節 児童福祉

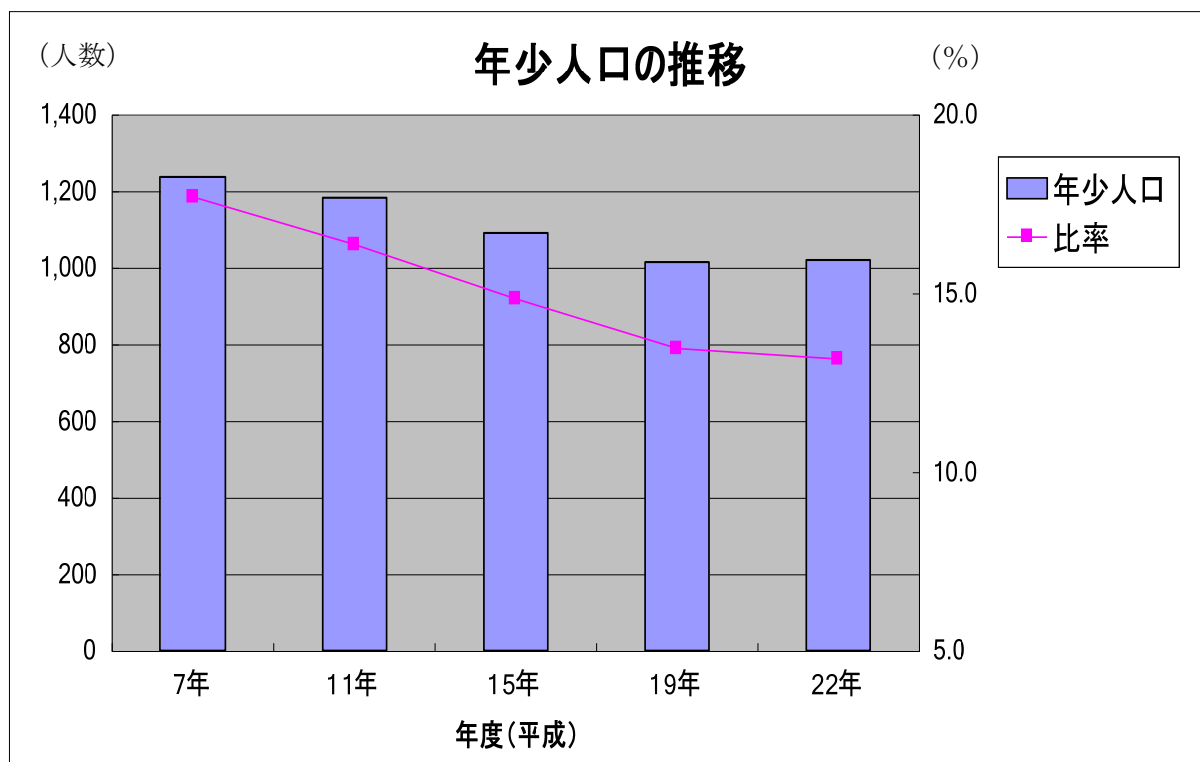
(1) 児童福祉行政の現状

村の人口は増加傾向で推移しているものの、年少人口は平成7年を契機に減少傾向が続き、平成22年は1,020人で平成7年に比べて221人、構成比で4.5ポイントそれぞれ減少しています。

このことから、村で安心して子どもを生き育てることができるよう、子どもの健やかな成長を支えるために母子保健サービスを通じて子どもの発達の確認や疾病の早期発見を行うと共に、保健師やこども家庭相談員により育児に関する相談を受付けたり、子育てサロン等を通じて仲間同士の交流の場を提供しています。

また、多様なニーズに応じた子育て支援として、保育所においては未満児棟の建築による未満児受け入れ体制の拡充、0歳児保育や延長保育、一時保育等を、放課後児童対策として学童クラブ事業を、子育て支援サービスとして家庭児童相談や子どもの交流の広場事業、保育所や幼稚園での地域子育て支援事業なども実施しています。

さらに、公民館や図書館、社会体育館等の施設や豊かな自然を活用し、身近な地域で安心して遊び過ごせる場所を提供すると共に、お楽しみ会やおはなし会、ジュニア教室等を通じて、親子が交流・体験できる機会を設けています。



※年少人口とは、0歳から14歳までの人口をいいます。

第2節 高齢者福祉

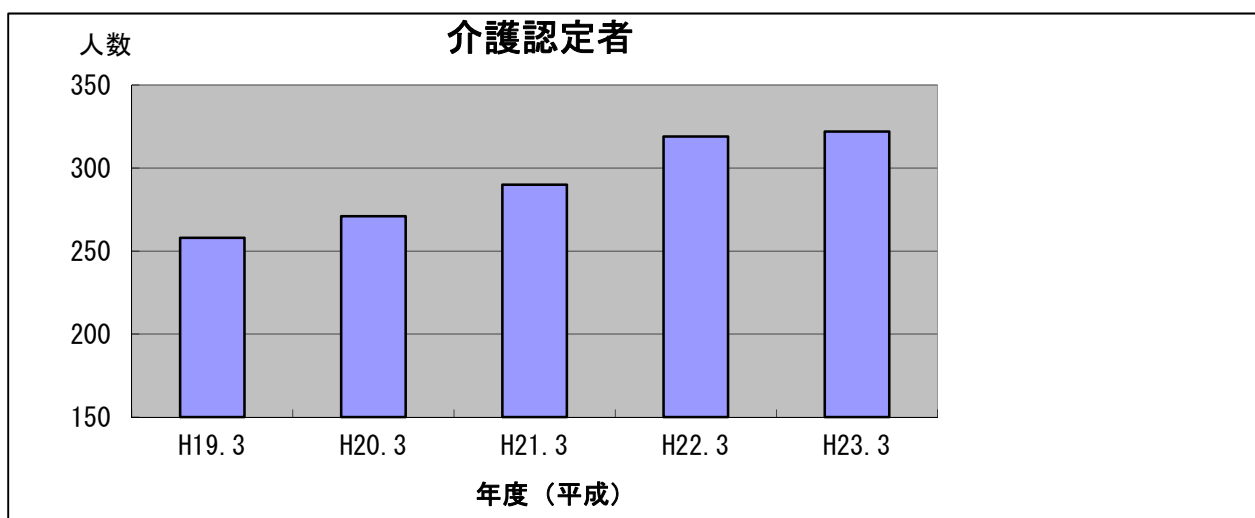
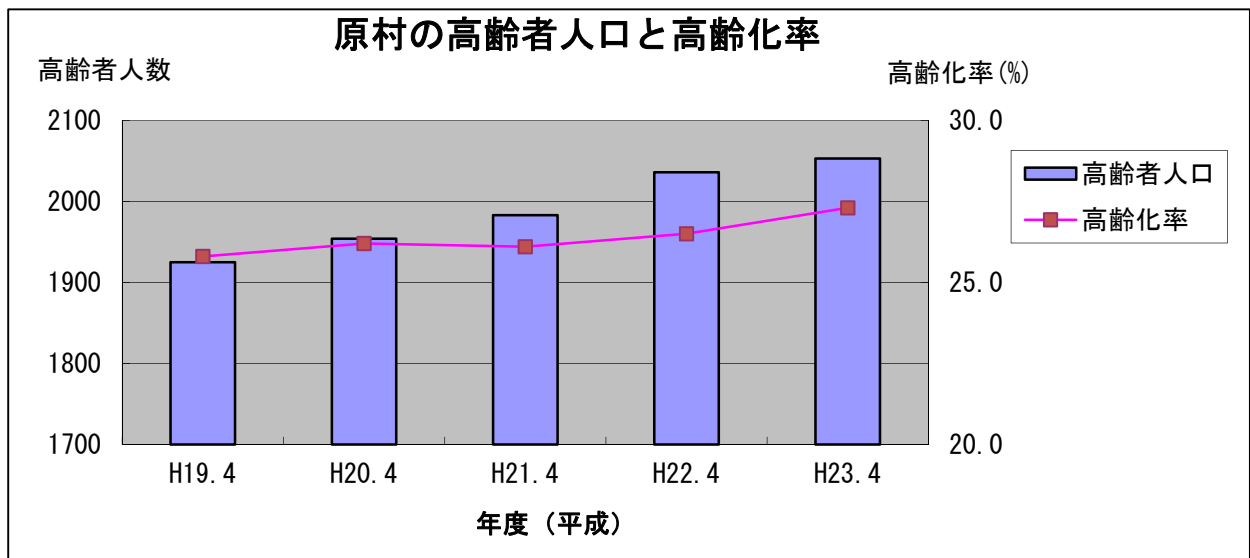
(1) 高齢者福祉の現状

村の高齢化率は、平成19年4月25.8%、平成23年4月27.3%と上昇を続けており、高齢化が進んでいます。それに伴い、ひとり暮らしや高齢の夫婦のみ世帯が増加しています。

また、要介護要支援認定者が増加しており、認知症がみられる高齢者が多くなってきています。

このように高齢化がすすむなか、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう地域包括支援センターを設置し、介護予防事業や相談事業に取り組んでいます。在宅生活への支援では、介護保険外の在宅サービス事業の充実に努めており、安心して在宅生活が送れるよう支援しています。

また、農業を主要産業とする地域性からか、高齢者就業率は、平成17年54.5%と非常に高い率になっています。（なお長野県の高齢者就業率は全国一位であり、その中で原村はトップです。）働く事に生きがいを持っている高齢者が多い事も原村の特徴と言えます。



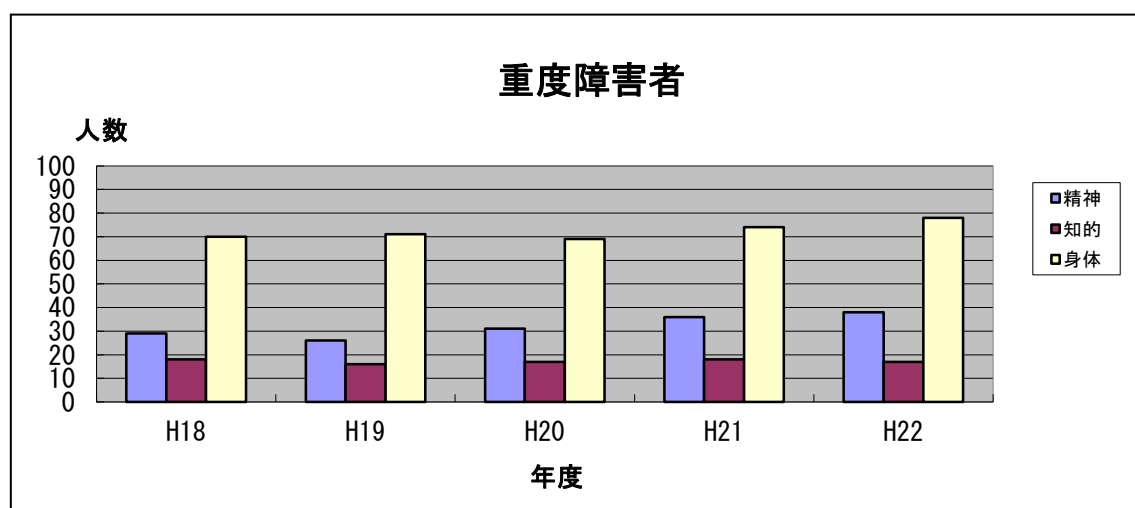
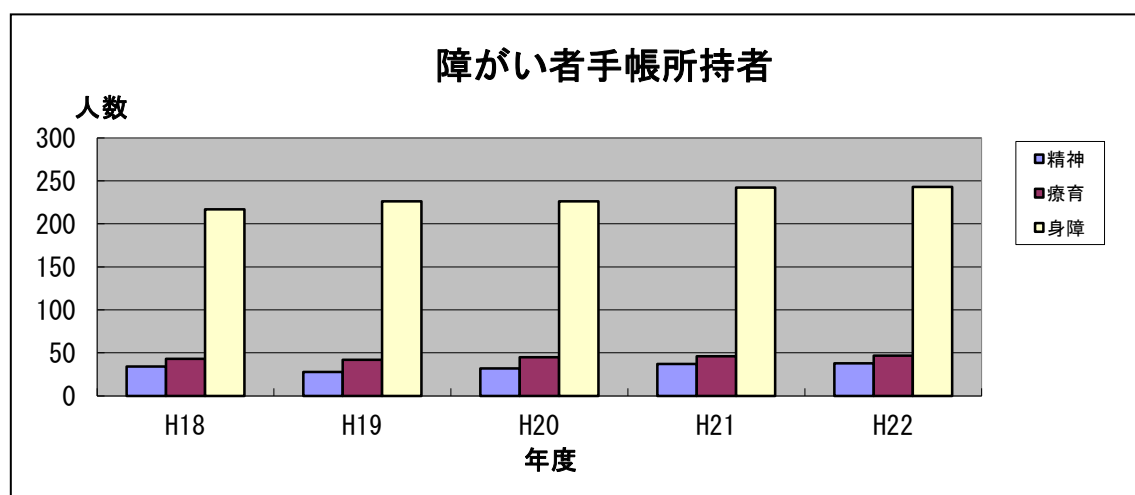
第3節 障がい者福祉

1) 障がい者福祉行政の現状

当村における障害者手帳の所持者数は年々増加しています。このうち、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成18年と平成22年を比較すると10%の伸び率を示しています。重度障害者数についても10%以上の伸び率になっています。

また、平成18年10月から障害者自立支援法の改正により新しい障害者福祉サービスの体系に変わりました。村では、障害者が地域で安心して生活できるために、国や県の福祉サービスをはじめとし、村独自事業として福祉医療制度による医療費無料化やタクシー利用料金への助成、介護者への重度心身障害者福祉年金（介護者慰労金）の支給、配食サービス事業等を実施しています。

特に、障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、原村老人憩の家の一角に地域活動支援センターを開所し、地域の一員として生活を送れるよう支援しています。



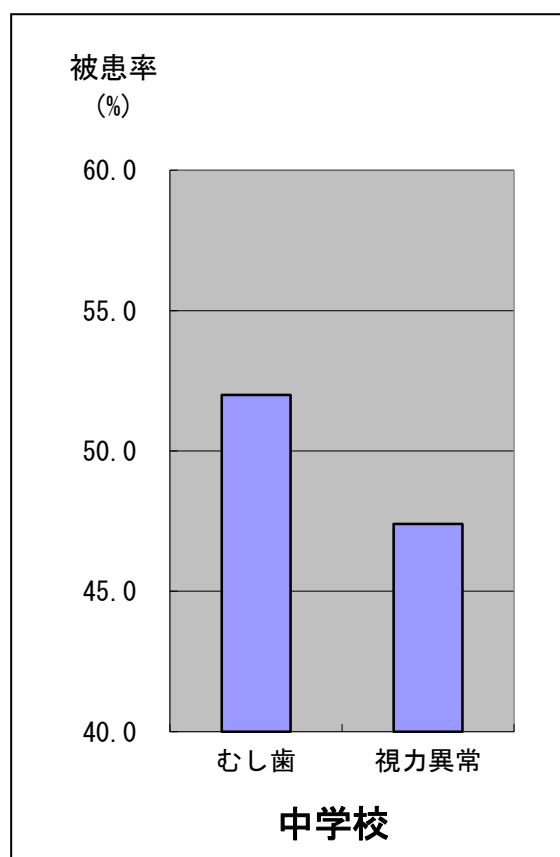
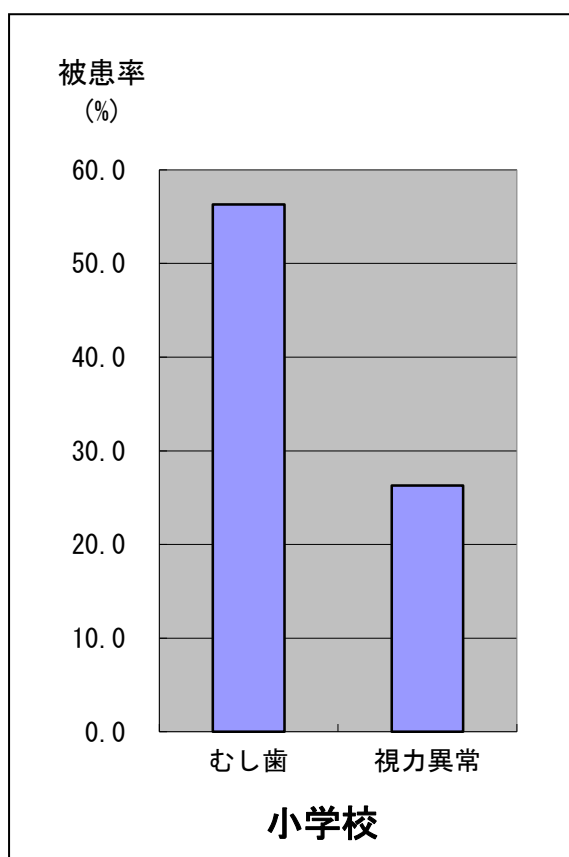
第4節 健康づくり

1) 保健・医療の現状

○乳幼児・児童・生徒の健康状態

村の年間の出生数は50～60人です。核家族化がすすみ、子育て情報があふれる中、何となく子育てに自信が無いなど、育児不安を抱える保護者は増加傾向にあり、定期の育児相談事業のみで年間延べ300件前後の相談があります。必要に応じ家庭訪問を行い、状況に応じて保健福祉事務所、医療機関、児童相談所などの関係機関と連携し、相談に応じています。乳幼児健診や子育て広場あひるクラブなどの子育て支援事業は、育児の知識を得る場だけでなく、仲間づくりの場にもなっています。

小学生・中学生は、むし歯の保有率が諏訪地方でも高い状況です。さらに、OA機器（パソコンゲーム、テレビ、携帯等）の普及と使用頻度の増加によって視力異常が増えており問題になっています。今後の課題として、母子保健から、学校保健へ移行する子どもへの継続した保健サービスの提供のため保健・福祉・教育など関係機関が連携した対策を検討しています。



○成人の健康状態

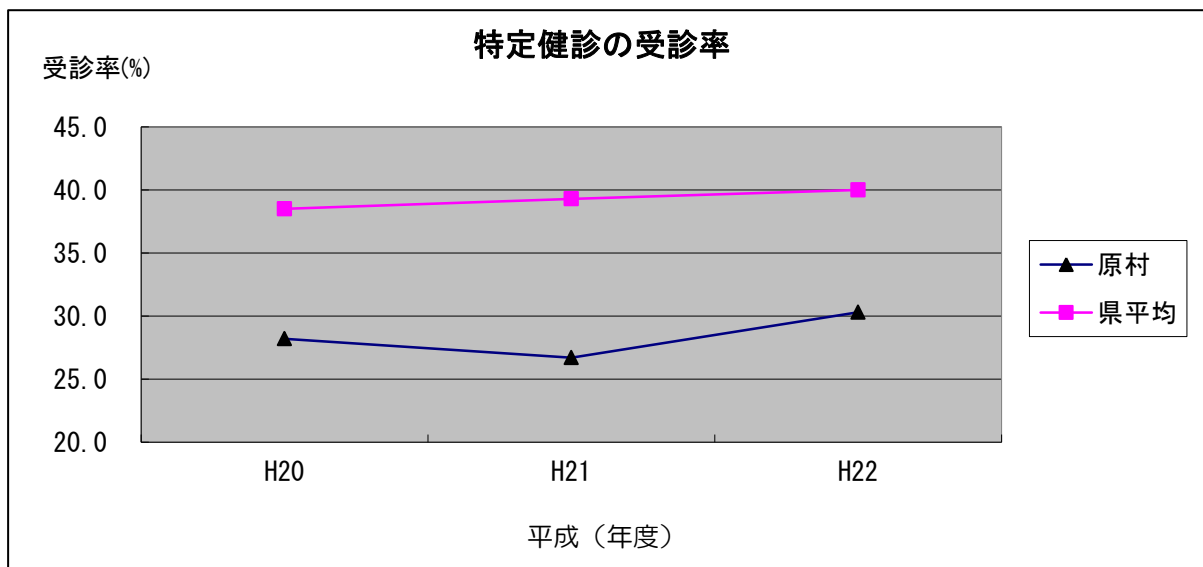
平成 20 年度から特定健診が始まりました。健診を受けやすいよう体制を見直していますが、受診率が低い状況です。また、各種がん検診についても同様に受診率が低い状況です。健診結果からみると壮年期から肥満、高脂血症、高血糖、高血圧の方が増えており、メタボリックシンドローム（※1）の方が増加しています。健診受診後の結果により、個々が自身の生活スタイルを見直すきっかけづくりとして、健康教室等を実施しています。

村の死亡原因を見ると、がん、脳血管疾患、心臓病の3大疾患が全死亡者の約半分を占めています。また、治療状況は、国民健康保険の医療費からみると、1位が高血圧、2位がこころの病気、3位が歯の病気になっています。

ストレス社会と言われる近年は、「こころの病気」が増えており、精神保健相談会を開催し、相談体制づくりを進めています。

村の平均寿命は平成 17 年、男性 79.4 歳、女性 85.4 歳です。生涯元気で生活していくため、幼児から成人まで世代に合わせた生活習慣病予防対策が重要です。

（※1）メタボリックシンドローム…内臓脂肪型肥満を原因とした、高血圧・高脂血症・高血糖を重ね合わせた動脈硬化を発症・促進しやすい病態をいう。



第4章 各分野の状況と課題・施策の展開

第4章では、

地域福祉、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、健康づくりで、それぞれ、「現状と課題」を分析し、それに対する「施策の展開」を策定しています。

この章の示す方向に沿って、これからの原村の福祉を推進していきます。



第1節 地域福祉の基本的な考え方

1. 福祉サービスを利用する人を暖かく見守り

協力し合える地域の福祉

【現状と課題】

住民が、地域の中で、一人ひとりに最もふさわしい福祉サービスを受けながら、自立して生活できるような環境づくりが求められています。利用者の立場に立って、情報提供・相談体制、苦情処理や権利擁護等の分野について、一層の充実も求められています。

社会的支援を必要とする人は行政サービスだけでなく、それぞれの条件に応じた住民の多様な活動によって支えられます。また、住民は多様なサービス提供主体（住民によるボランティア活動等も含む）が行う各種福祉サービスに対して、その内容を見守り、拡充・発展させる主体となります。

住民は地域の中にある福祉課題を理解し、自ら担い手として福祉活動に参加すると共に、だれもが必要なときに、身近なところで必要とするサービスを利用できる仕組みづくりを目指し、限られた財源の中で行政と協働し知恵を出し合い、より良い解決方法を模索していくことが求められます。

【施策の展開】

（1）福祉サービスの情報提供

福祉に関する情報が広く浸透することは、住民のボランティア等の福祉活動を活発化することにもつながります。広く住民に情報が行き渡るよう、福祉に関する情報の収集・提供体制を整備・充実させることに努めていきます。

（2）福祉サービスへの住民の参画

地域の福祉サービスがその内容、方法、量ともに支援を必要とする住民一人ひとりに合ったものとして提供されるよう、行政は住民ニーズの的確な把握に努めると共に、必要な情報を提供し、支援を必要とする当事者自身が自由に意見を述べられる機会を確保し、当事者自身が福祉計画の策定や具体的実行に参画できる状況を積極的につくっていきます。

また、地域福祉計画や福祉の個別計画を推進するための協議会を設置し、計画の実施や具体的施策に関する意見・提案・計画の進捗状況について協議し、推進を図って

います。

（３）地域での住民の支え合いの促進

地域の人々が、お互いに助け合い、支え合いながら生活していくためには、身近な地域に住む人々の間で、心のつながりを育てていくことが大切です。そのためには、日頃から、性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会や場を増やし、こうした交流の中から、住民が自発的に地域の福祉への関心を持ち、活動に参加していけるようなきっかけづくりや既存の地域活動との連携を図っていきます。

（４）相談体制・苦情対応制度の整備

住民一人ひとりの実情に応じた相談や支援を、気軽に受けられる体制づくりが求められています。地域福祉センターの総合相談窓口を充実し、保健・医療・福祉の各相談機関との連携のシステムづくりを推進することにより、住民一人ひとりが的確な相談を身近な地域で受けられるよう体制づくりに努めていきます。

利用者の権利意識の高まり等から、さまざまな苦情が発生することが予想されます。関係機関と連携を図り、円滑に苦情処理を行う体制を整備していきます。

（５）在宅支援サービスの一環としてのケースマネジメントシステムの構築

相談支援に関わる社会福祉従事者の専門性の向上、ケースマネジメント（個別に必要な援助を地域の資源を組み合わせる適切な提供する方法）、コミュニティーワーク（地域の中に出て直接活動する福祉実践）を強化し、住民が最も自分に合った福祉サービスを受けられることができるよう、実効性のある相談活動を充実させるとともに住民のだれもが身近なところで情報の提供や支援を受けられる地域福祉システムの構築を目指していきます。

（６）権利擁護等の利用援助の整備

現在、認知症の高齢者や重度の知的障害者等の日常生活上での福祉サービス利用支援や生活上での法的な支援として成年後見制度（※１）や日常生活自立支援事業（※２）

（県社会福祉協議会が社会福祉協議会に委託）を実施しています。今後の潜在的な利用者増も勘案し、第三者による後見人・補佐人・補助人等の養成に関して関連諸団体（弁護士会、社会福祉士会等）とも連携を図り、事業の計画的な運営に努めていきます。

(※1) 成年後見制度・・・認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方について契約の締結等を代りに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができたりすること等により、これらの人を不利益からまもる制度

(※2) 日常生活自立支援事業・・・認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行い、その方の生活を支援する事業

(7) 交通不便者の外出支援

高齢者、障がい者などの公共交通を利用することが困難な方については、福祉輸送サービスを実施して外出を支援しています。

また、茅野市・原村地域公共交通活性化協議会を発足させ、通学や通院などを考慮した、公共交通実証運行を実施し、より充実した地域公共交通のあり方について検討していきます。



2. 相互の役割を明確にした公私協働による地域の福祉

【現状と課題】

地域の福祉は保健、医療、教育、生活環境等、日常生活の様々な分野と関連があるだけでなく、自治会、老人クラブ、シルバー人材センター、PTA、関係団体・機関、高齢者や障がいのある人等の当事者団体、さらには農協、生協や企業まで広範囲にわたってかかわりがあります。

これからの地域福祉の充実のためには、村や関連機関・団体との連携を強化することが重要です。

そのためには、村が連絡調整役となって、こうした人と人、団体と団体、地域福祉にかかわるすべての人々のもっている力を結びつけ、より大きな力へと発展させることができるよう、情報、活動等の面でのネットワークを充実させていくことに努めていく必要があります。

総合計画の住民アンケート調査で「住民の活動を活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか」という項目では「ボランティア活動の総合的な窓口を充実させる」が3割近くと最も多く、次いで「ボランティアグループの活動の場を設ける」「ボランティアグループ等の交流の場を設ける」と続いています。「どのような形で村づくりに参加したい」という項目では「ボランティア活動を通じて村づくりに参加したい」と答えた人が2割近くとなっております。

また、有償ボランティアについてのアンケート調査においても、ボランティアの必要性やボランティアに関する情報の不足を感じている人が多くいることがうかがえました。これらの結果をどのように活かしていくのか、またボランティア活動が発展し維持できるよう行政としても積極的な支援や、ボランティアセンターの設置等についても検討していかなくてはならない課題であると考えています。

【施策の展開】

(1) 地域に密着した保健・医療・福祉の総合的なネットワークづくり

村の福祉行政の役割として、地域のニーズを把握し、社会福祉協議会などの関係機関との連携により、住民の主体性を確保しつつ、またプライバシーの保護に配慮しながら、民生児童委員・ボランティア等の地域での社会資源（人のつながりや制度、組織等）を活かした保健・医療・福祉サービスのネットワークづくりに努めていきます。

(2) 地域福祉推進のための社会福祉協議会支援

社会福祉法において、地域福祉を推進する役割については、社会福祉協議会が中核

的な組織として位置付けられています。ボランティア支援、地域の人々が求める新しいニーズの発見、行政のサービスでは対応しづらい分野への取り組み等、地域に密着したきめの細かいサービスを提供することは社会福祉協議会の重要な役割であります。これらのサービスを実施するために、ボランティアコーディネーター（地域の中で様々なボランティア活動を育て連絡調整等を実践する人）等の人材の確保が必要です。

社会福祉協議会には、新しい福祉の流れや社会の動向を的確に把握し、住民の要望や期待に十分に応えられる体制を構築していくことが求められています。そのためには、社会福祉協議会の積極的なPRや従来 of 事業の見直し・再編など総合的な取り組みが必要です。行政としては、財政基盤の強化を図っていけるよう支援していきます。

（３）ボランティア支援と生活圏域に密着した福祉活動の創出

地域福祉を推進するために、地域の人々が、福祉活動に主体的に参加していくことが求められています。福祉の村づくりの主役は、その地域に住み、地域の実情をよく知っている人々であり、お互いが地域の福祉への関心を高め、福祉活動に参加していくことが、地域の福祉を充実させることにつながっていきます。お互いに支え合い、助け合う地域づくりのためには、福祉についての学習や体験が重要な役割を果たします。そのためには、小さい時からの福祉教育や活動体験が大切であると共に、こうした学習や体験を、住民が一生を通じて積み重ねていくことが必要です。

特に、学習で得た知識や経験を、実際に実践し、継続的な活動へと結び付けていくことが重要といえます。そこで学校、関係団体・機関との連携を強化し、住民が学習しやすい環境づくりと支援体制の充実を図っていきます。

ボランティア活動は、地域の人々による福祉活動の中核を占めるものであり、アンケート調査等からもその活動のさらなる充実が求められています。そのためには、ボランティア活動に関する学習や研修の場を拡充すると共に、ボランティア活動をしたい人と、それを求める人とを結ぶ仕組みづくりが必要です。

第２期の新たな施策として、社会福祉協議会と共に有償ボランティアサービス事業（原村ねこの手サービス）立ち上げに向けた取り組みが始まっています。

（４）協働社会づくりとしての地域福祉（福祉の村づくり、地域防災等）

近年、災害に見舞われたときに、地域住民の助け合いにより、救出されたり安全に避難ができたりする事例が報告されています。防災の観点からも、自主防災組織の整備や避難訓練などを平日頃の地域活動を通して実施していくことが求められます。

また、地域によっては村から情報が届きにくかったり、現状を把握しづらい場所もあり、そのようなところでは災害などが起こった場合の情報源としても、地域のつな

がりは重要です。

それらを含め、声かけや安否確認のような地域社会の中で住民が支え合う社会、世代間交流など様々な人がかかわり、福祉の村づくりを住民と行政や社会福祉協議会との連携を図りながら進めていきます。

今後も災害時における要援護者の支援が急務であることから、要援護者にかかわる情報の把握・共有及び安否確認等の体制、整備を図っていきます。

そのためにも、要援護者の速やかな避難を目的とした「災害時住民支え合いマップ」更新とそれに基づいた避難訓練等を実施していきます。



第2節 児童福祉の基本的な考え方

1. 子どもの健やかな成長を支える

【現状と課題】

生まれてくる子どもが健やかに育つことは親の願いであり、次代を担う子どもを安心して生み健やかに育てることができる環境づくりは重要な課題です。

村では、母子保健サービスを通じて子どもの発達の確認や、疾病の早期発見を行うと共に、育児相談や仲間同士の交流の場の提供等子育て支援も合わせて行っています。乳幼児健診の受診率はほぼ100%と高くなっています。

子育て中の保護者の多くは発育・発達に関すること、かかりつけ医を持っていないこと、急病のときの医療機関を見つけにくいことを不安に思っています。

安心して妊娠・出産・子育てができるようにするためには、妊娠期からの継続的な支援が重要であることから、出産・子育ての不安解消に役立つサービスの充実や、かかりつけ医師の推進、急病時対応の医療機関の情報提供等の充実が必要です。

また、保護者の主な悩みの一つとして食事や栄養に関することがあげられます。心身ともにバランスのとれた健やかな子どもを育成するためには、乳幼児期から健全な生活習慣の確立が重要であることから、「食」を通じた健康づくりや思春期における心と体の健康づくりが必要です。

【施策の展開】

(1) 妊娠出産における安心の確保と支援

健やかな妊娠生活を送り、安心して出産を迎えられるように、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠・出産・子育てに関する相談や助言、役立つ情報の提供などを行うと共に、これからの子育てに向けて親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供します。

(2) 子どもの成長と発達への支援

子どもの健やかな成長と親の子育て不安に対する支援として、子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。あわせて、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図ると共に、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援等に努めます。そして、各種事業を通じて親子同士の交流や仲間づくりを促進します。

(3) 小児医療体制の推進

子どもの事故や病気に迅速かつ適切に対応するため、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医の推進を図り、医師会と連携し、諏訪地区小児夜間急病センターを設置し、小児救急医療体制の充実を推進していきます。

また、子育て家庭の医療費負担を軽減するために、可能な限り医療費特別給付金制度を継続するとともに、制度の周知と利用の促進を図ります。

(4) 「食」を通じた健康づくりの推進

乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、「食」を通じて豊かな人間形成を育むと共に、妊婦や子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する助言や情報提供を推進します。

(5) 思春期における健やかな心身の育成

さまざまな社会的影響を受けやすい思春期の心と体の健康づくりに向けて、専門相談員の確保による相談体制の充実を図り、問題解決に向けて取り組みを強化します。

2. 子どもと親の心と体をつくる

【現状と課題】

家庭は子育ての出発点であり、生活習慣や生活能力、規範意識等、子どもの基本的な資質を育てる重要な役割を担っています。

子育て家庭においては、核家族化等家族形態や生活様式の変化に伴い、知恵を得ることが難しくなっています。そして、従来のような地域での手助けや見守り等も少なくなりつつあり、保護者の子育て負担はますます大きくなっています。

さらに、少子化や兄弟姉妹の減少により成長過程において乳幼児と接したり、幼い子どもを世話するような経験がほとんどないまま親になることも少なくありません。

子どもと接する時間が十分とれなかったり、親として子どもにどのように接するべきか、悩みをかかえる親も多くいます。また、「子どもをしかりすぎているような気がする」、「子どもに手をあげたり世話をしなかったりしてしまう」などの虐待的な対応をとってしまうといった声もあります。

このように、子育てにはさまざまな悩みや困難も伴いますが、一方で「子どもによって自分が成長しているように感じる」、「生活にはりあいができたように感じる」などの喜びや楽しみを見出すことができます。

親やこれから親となる人が、子どもを生み育てることの大切さや喜びを感じることで、家庭の重要性を認識し、責任をもって家庭が担うべき役割を果たすことが大切です。

そのために、親の子育て力を向上させるための支援や、地域全体で次世代の親の成長を

支援する取り組みが重要です。

また、子どもの権利を脅かす問題に対しては、迅速かつ適正な対応ができる体制づくりも重要となっています。

【施策の展開】

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

総合的な学習の時間・道徳教育・人権教育等の心の教育や体験的な学習等を通じて、健やかな体を育む教育を充実します。また、学校評議員制度のさらなる充実を図り、子どもたちが安心して過ごせる教育環境づくりを進めると共に、保護者や地域との連携をより一層深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

(2) 親の子育て力の向上

親の子育て力を高めるために、保育園や幼稚園、学校、中央公民館において必要に応じて家庭教育に関する支援や啓発を行うとともに、保護者の集まる機会を利用して発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。また、幼少期からの家庭における親子のふれあいの充実を推進します。

(3) 次代の親づくりの推進

これから親となる世代が将来子どもを生き育てたいと思えるように、子育てや家庭の大切さについて理解を深めるための教育や啓発を行うと共に、乳幼児とのふれあいや交流を促進する機会の充実を図ります。

(4) 非行や児童虐待防止に向けた取り組みの推進

子どもの命や権利が尊重されるよう、子どもの権利に対する認識を深めるための啓発を行います。また、虐待に対する予防から被害を受けた子どもの心のケアまで総合的かつ効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会により、一層の取り組みを図ります。

3. 多様なニーズに応じた子育て支援

【現状と課題】

少子化や核家族化が進み、子育て家庭においては地域とのつながりが弱まる傾向にあることから、村においても、社会から孤立した中で子育てが行われていることが予想されます。そうした状況の中で、子育ての情報は「子育て雑誌・育児書」、「テレビ、ラジオ、新聞」などの各種メディアを通じて手軽に入手することが可能になっています。しかし、こ

うした情報は一方的になりがちで、子育てが“マニュアル化”する傾向にあり、安心を得るはずの情報がかえって親の混乱や不安を招くケースもあります。親が安心して子育てができるように適切な情報を提供し、その情報を入手しやすいようにすることが大切です。

総合計画アンケート調査では「子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進」について重要ではあるが、満足していないという評価が出ています。そこで身近な場所で気軽に立ち寄り相談したり、親子や親同士が集い、育児疲れのリフレッシュができたりするように、地域における子育て支援サービスを充実していくと共に、働く親等が利用しやすいように、多様なニーズに対応できるサービスの提供をしていくことが重要です。

また、村内には保育所、幼稚園、地域福祉センター等の子育ての拠点がありますが、すべての家庭にとって身近に利用できる場となっていないのが現状です。また、福祉、保健、教育等の各分野でそれぞれにサービスを提供していることから、窓口が複数となり住民にとっては利用しやすい状況ではありません。

すべての子育て家庭に子育ての情報が十分行き届き、その情報を活用しながら、サービス等が身近で利用しやすいものになるように、総合的かつ効果的なサービスの提供に向けて子育て支援の拠点づくり・ネットワークづくりを推進することが必要です。

【施策の展開】

(1) 子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう、こども・家庭相談員を常駐させ、身近なことから専門的な内容まで幅広い相談に対応すると共に、育児講座の開設、子育てサークルの支援、親子同士の交流や情報交換ができる「子育て支援センター」設置を検討します。

また、保護者の病気や緊急時、子育てのリフレッシュ時など、家庭の子育てをサポートするサービスの提供に努めます。

(2) 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育て支援サービスが身近で利用しやすいものとなるよう、子育て支援情報の一元化や総合的な拠点づくりを進めると共に、子育て支援に取り組む関係機関相互の連携を深めるためのネットワークづくりを推進し、効果的なサービスの提供に努めます。

(3) 保育サービス・放課後児童対策の充実

保育サービス等への多様なニーズを踏まえ、保育所における一時保育や病児保育の実施、児童クラブ（学童保育）等のサービスの継続と拡充に努めます。

また、保育サービス等の質の確保・向上を図るため、サービスの情報提供や評価、指導者の質の向上に向けた取り組みを進めます。

4. みんなが子育てにかかわる村づくり

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化が進み、地域での交流や世代間のふれあいが以前に比べ難しくなっています。

このような子育てを取り巻く環境の変化は、子育てに不安をもつ保護者や新たな支援を求める保護者を増加させており、子育て支援に対するニーズは多様化かつ増大し、行政サービスだけでは子育て家庭のニーズに十分対応していくことは困難となっております。

村では、子育ての経験者のある中高年層や高齢者も多いことから、こうした住民の協力を得て、暖かい人間関係による助け合いや見守り機能を充実させていくことが重要です。

子どもは「地域の宝」という認識をもち、地域全体で子育て家庭を支えていくことの重要性についての理解を深めていくと共に、住民の協力による子育て支援サービスや地域での見守り活動等、行政サービスを補完する地域での子育て支援を充実させていくことが必要です。

【施策の展開】

(1) 子育てへの関心の喚起と理解の推進

地域全体で子育て家庭を見守り支えていけるように、子どもの大切さや子育ての重要性についての理解を深めるための意識啓発を進めます。

(2) 住民と協働による子育て支援の取り組み

子どもや子育て家庭を見守り支え合う地域社会づくりに向けて、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、住民との協働による子育て支援の取り組みを推進し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

5. 子育て家庭が安心して暮らせる村づくり

【現状と課題】

子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、子どもがのびのびと活動できる環境づくりやすべての子育て家庭が安心して暮らせる生活環境づくりが必要です。

子どもの遊び方や過ごし方は、塾や習い事等によるゆとりの時間の減少、テレビゲームやインターネット等の遊びの増加などにより大きく変化しています。子育て中の保護者からは、「雨の日に遊べる場がない」、「近くに遊び場がない」という声が多くあがっており、家の中での遊びが多くなっています。そのため子ども同士のふれあいも減少しており自然体験や協同遊びを通して培われるべき社会性や協調性、豊かな表現力や想像力などが十分

養われない等、子どもの成長にとって影響が出ています。

子どもの心身の成長において、日常的な遊びや体験活動は必要不可欠です。身近な地域において親子や子ども同士がふれあい、さまざまな体験ができる保護者と子どもの居場所づくりを推進していくことが重要です。

また、保護者が外出の際に困ったこととして「冬場の道路や駐車場の除雪が悪く、危険を感じること」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」等をあげており、さらに「歩道の整備」を求める声も多くなっています。子育て家庭が、生活しやすいように、子どもが安全に移動できる環境を整備していくことも大切です。

そして、すべての子育て家庭が安心して暮らしていけるように、ひとり親家庭や障がいのある子ども等、配慮を必要とする子どもや家庭、在留外国人家庭への支援も重要となっています。さらに、社会経済の低迷が続く中で、子育てにおける経済的な負担を感じる声が多くなっていることから、子育て家庭への経済的な支援も必要となっています。

【施策の展開】

(1) 保護者と子どもの居場所づくりの推進

身近な保育所や幼稚園をはじめ、図書館、公民館等の施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供すると共に、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。また、地域や学校との連携を図り、子どもが主体的に活動できる地域活動を推進します。

(2) 子どもの安全の確保とやさしい環境づくり

子育て家庭の豊かな生活環境づくりに向けて、道路や公共施設における子育てバリアフリーを推進します。

また、子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図ると共に、子どもの健全な成長を阻む有害環境の除去のための取り組みを推進します。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の解消と自立の支援に向けて、子育て、就労など生活全般にわたる相談や可能な限りの経済支援を行います。

(4) 障がいのある子どもへの支援

子どもの健全な発達に向けて、障がいのある子どもの発達・障害に応じた適切なリハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を深め、総合的な支援を進めます。

(5) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的負担の軽減に向けて、各種福祉施策の周知を図ると共に、子育てに関する経済的支援の継続に努めます。

6. 男女が共に子育てできる環境づくり

【現状と課題】

家事や子育て等の家庭生活の責任は、家族を構成する者全員で担うことが大切です。女性の社会進出が進んでおり、男女が共に社会活動を担いつつ、子育てと家事を行う環境づくりが重要となっています。

近年では、男性が子育てをする姿は確実に増えていますが、子どもの年齢が上がるにつれ減少する傾向にあり、男性の子育てへの参加は十分とは言えない状況です。依然として子育ての役割は女性に委ねられているケースが多いと推測され、家事や仕事などを含めると、女性は二重、三重の負担を抱えていることが考えられます。子育てをはじめとする家庭における女性のさまざまな負担を軽減するためにも、男性が果すべき役割を担うことが大切です。

また、男性の子育てへのかかわりが希薄である背景として、仕事優先の働き方が指摘されています。男性の育児休業の取得率は極めて低く、さらに社会経済が低迷する中で、長時間労働や休日労働など以前に増して働く環境が厳しい状況にあり、子どもとふれあう時間がとりにくい状況もみられます。子育て家庭においても共働き家庭が増えるなかで、男女共に子育てと両立できる働き方が重要であることから、保護者の働き方の見直しと共に、子育てに理解のある職場環境づくりを推進することが必要です。

【施策の展開】

(1) 男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの参加を積極的に促進するため、男女が共に家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を進めます。

また、男性が子育ての知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実し、男性が参加しやすい事業の実施に努めます。

第3節 障がい者福祉の基本的な考え方

1. 障がい者に対する理解の促進

【現状と課題】

障がい者への理解を広げていくために、村では広報紙やサラダチャンネル、有線放送、ホームページ等を活用して啓発・広報活動を行っています。原村社会福祉協議会では、小・中学生を対象に福祉体験学習を開催し、福祉教育を推進しています。

また、学校教育においては、総合的な学習の時間等に福祉体験学習を実施していますが、まだ十分な取り組みが行われているとはいえません。

障がい者が地域の中で生活していくためには、なお一層の障がい者に対する差別意識の理解と認識を促進させることが重要です。

【施策の展開】

(1) 障がい者に対する理解の促進

村の広報媒体を活用し、積極的に啓発・広報を推進すると共に、障がい者への理解と交流を深め、地域における障がい者の生活支援を充実していくために、民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア活動団体をはじめ、自治組織や地域住民等による地域福祉活動を支援します。

また、障がい者への正しい理解と認識を深めるために、小中学校において特別支援学級と通常学級の児童生徒が学習や活動を通じて交流をさらに深め、福祉体験学習の機会を充実させるとともに、地区子ども会での交流を進めます。

2. 相談体制の充実

【現状と課題】

障がい者や障がい児に関する各種相談は、地域福祉センターや保健センターで保健師や担当職員が応じていますが、地域福祉センター等に来所できない場合は、訪問相談も行っています。近年は、電話による初回相談が増加していると共に、病気や障がいだけでなく生活全般にわたっての相談が多いため、諏訪地域障害者自立支援センター等の関係機関と連携して対応しています。

一方、身近な地域で相談員（こども・家庭相談員など）や民生児童委員が相談に応じています。

地域福祉センターや保健センターは、相談者のプライバシーに配慮した場所が少ないこ

とから、安心して相談できる施設の整備が急務となっています。また、障がいに関する相談内容が多岐にわたり、複雑化してきていることから、より専門的な知識が必要となっています。

【施策の展開】

(1) 相談体制の充実

平成24年4月1日より障害福祉分野にも介護保険同様に障がい者へのケアマネジメント機能が導入されます。村においても、障がい者福祉や高齢者福祉の動向を勘案しながら、相談者が安心して相談できる体制を再構築します。

また、障がい者の身近な相談業務の充実を図るために、諏訪地域障がい者自立支援センター相談員や民生児童委員等と協働し、地域における相談ネットワークを充実します。

3 療育・保育・教育の充実

【現状と課題】

乳幼児健診等により助言等が必要と思われる乳幼児に対して、保健福祉事務所や信濃医療センターなどの関係機関と連携をとりながら個別支援を行い、障がい児の実態に応じて保健福祉事務所や通所施設などを紹介しています。

また、乳幼児から学齢期への移行段階では、茅野市に委託して心身障害児就学指導委員会を開催し、医学、心理学、教育学の専門家や関係機関、保護者等の意見を聴いて障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。

さらに、学校教育においては、基本的な生活力や向上心を育て楽しくいきいきと学習できる環境づくりを進めるとともに、障がい児の状態に応じて学級間交流なども行っています。

なお、乳幼児期から学齢期における情報の共有による一貫した支援体制は今後も充実を図っていく必要があります。

【施策の展開】

(1) 療育・障がい児保育の充実

障がい児、発達上の課題がある乳幼児への早期療育体制を充実させるために、健診や保育所・幼稚園での早期発見に努めます。保育所での障がい児受け入れ条件を整え、保育の実施を進めます。

また、障がい児施設、保育所・幼稚園、学校をつなぐ地域療育の連携を進めるために、個別支援計画の実現に向けて検討します。

(2) 学校教育の充実

小中学校では、関係機関と連携し、障がいの種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。

さらに、学校の教育相談や就学指導の整備に努めるとともに、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進に努めます。

(3) 休日や放課後の生活の充実

学齢期にある障がい児の放課後や休日の生活の充実を図るために、引き続き近隣市町と連携して障がい児学童クラブでの受け入れを進めます。

4. 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

乳幼児に対して、先天性股関節脱臼検診、乳児健診（生後4、7、10ヶ月）、1歳半健診、2歳児歯科検診、2歳半歯科検診、3歳児健診を実施し、経過観察や精密検査が必要な場合は、医療機関などを紹介し、早期診断・療育相談にあたっています。

さらに、障がい者に対して基本健診、各種がん検診の受診を呼びかけ、生活習慣病の早期発見に努めていますが、障がい者に配慮した健診体制は十分ではありません。

なお、必要に応じて保健師や看護師、栄養士等が訪問し、本人や家族に対して保健指導を行っています。

【施策の展開】

(1) 障がいの早期発見、早期対応の充実

妊産婦・新生児については保健師が訪問し、早期対応を推進するとともに、健診でのきめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。

また、障がい者の基本健診の受診を促進し、生活習慣病予防に努めます。

(2) 医療との連携

専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。特に、精神障がい者にとっては、ケア会議等を通じて主治医との連携に努めていきます。

また、障がい者の医療費負担を軽減するために、可能な限り医療費特別給付金制度を継続するとともに、制度の周知と利用の促進を図ります。

(3) 健康づくり施策の充実

障がい者やその家族の健康の保持増進のため、健康教室等の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発や健康相談、訪問指導の充実に努めます。

(4) リハビリテーション体制の整備

加齢等による身体機能の低下及び二次的な機能低下を防止することを目的に、転倒骨折予防教室や個別訪問による機能訓練事業の充実を図ります。

また、医療機関や民生児童委員、その他関係機関からの連絡に基づき、保健・医療・福祉サービスに関する迅速な情報提供を図ります。

5. 福祉サービスの充実

【現状と課題】

身体障がい者及び知的障がい者については、支援費制度により障がい者が、利用したいサービスやサービスを提供する事業者を選び、契約によってサービスを利用されています。精神障がい者については、相談活動の中で必要なサービスを紹介しています。

また、福祉サービスに関する情報等については、広報紙やサラダチャンネル、ホームページ等で提供していますが、住民に十分理解されているとはいえません。

【施策の展開】

(1) 在宅福祉サービスの充実

ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス事業は、サービス提供体制の質及び量の充実を図ると共に、利用者に対するケアマネジメント体制を確立します。

また、諏訪地域障害者自立支援センター等と連携を図り、障がい者の自立を支援します。

(2) 施設福祉サービスの充実

障がい者の自立促進を図るために、各施設との連携強化を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

関係機関と連携し、障がい者のニーズを的確に把握し、障がい者に関する保健・医療・福祉・教育等にかかる各種サービスが効果的に実施されるよう、調整を図ります。

(4) 情報提供の充実

保健・医療・福祉に関する情報の一元化を検討し、障がい者がさまざまなサービスの情報を入手できるような支援を行います。

また、「原村障害者福祉ガイドブック」等の配布や広報媒体を活用して提供する仕組みの充実を図ると共に、誰もが必要な情報を容易に入手できるような環境整備を検討します。

6. 就労・社会参加の促進

【現状と課題】

障がい者の就労対策については、公共職業安定所や県、諏訪地域障害者自立支援センターと連携を図って取り組んでいます。現時点では、村内企業等への啓発活動は行っていません。

一方、障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、精神障害者社会復帰施設の運営費負担と通所者に対する通所補助を行っています。平成 17 年度に原村老人憩の家の一室に地域福祉活動支援センターを開設し、地域の一員として生活を送れるよう支援しています。

また、社会参加を促進するために、外出支援事業や重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業を実施しています。スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する情報提供は行っていますが、スポーツ大会や指導者の育成については、村単独での開催は困難なことから、現在では、諏訪圏域で対応しています。

【施策の展開】

(1) 雇用・就労の促進

障がい者の雇用の促進と安定を図るために、公共職業安定所等の関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うと共に、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携による障がい者の就労支援を推進します。

また、地域福祉活動支援センターの運営については、県の施策との整合を図りながら、運営内容の充実に努めます。

(2) 社会参加への支援

社会参加を促進するために、引き続き外出支援事業や重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業を実施しますが、通院を含め、移動手段を確保できない障がい者のための移送サービスについては、福祉輸送サービスで支援を行っています。

また、障がい者の多様なニーズに応じたサービスを提供するため、手話通訳者やガイドヘルパーなどの養成や派遣に努めます。

(3) 学習・スポーツ・文化活動等への支援

障がいのある人もない人も、誰もが気軽に学習の場やスポーツ、行事などに参加できたり、文化・芸術活動の振興を図ったりするため、広報・啓発活動を一層推進するとともに、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、余暇活動を支援します。

(4) 障がい者関係団体への支援

障がい者の社会参加を促進するうえで、障がい者やその関係者による地域住民とのかかわりをもった組織的活動が重要になります。障がい者関係団体やボランティア団体等の諸活動に対する助言、支援をはじめ、これら団体の育成・支援に努めます。

7. 福祉のむらづくりの推進

【現状と課題】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、道路を新設・改良すると共に、公共施設の改修にあわせて改善しています。さらに、できるだけ住み慣れた家で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合に建築・医療・福祉等の専門家を派遣して助言を行ったり、住宅改修にかかる費用の一部を助成しています。

また、災害時における障がい者の対応については、個人情報保護に留意しつつ、安否確認や避難誘導等の支援を円滑に行うため、原村災害時要援護者避難支援プランを策定しました。今後も支援体制の整備を進めていきます。

ボランティアに関しては、原村社会福祉協議会でボランティアグループの育成や小・中学生を対象としたボランティア教室の開催、ボランティア情報の提供などを行っています。

【施策の展開】

(1) 生活・住環境の整備

障がい者が地域で安心して生活できるよう、バリアフリー新法に基づき交通施設のバリアフリーの促進や公共施設の改修、新築等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに考慮して建築物のバリアフリーの促進に努めます。

また、住宅改修に関する相談・支援体制も引き続き実施します。

(2) 防災対策の充実

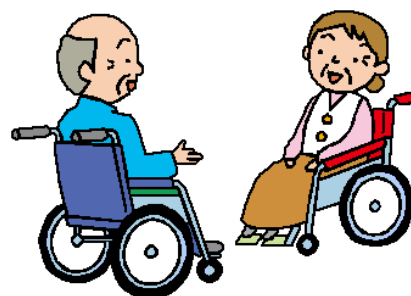
障がい者の災害時等の緊急事態に迅速に対応するために、区をはじめ、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア活動団体、消防署、関係機関からなる地域支援ネットワーク体制の整備を進めます。

このため、平常時から一人暮らしをはじめとする障がい者の実態等の把握に努めると共に、原村障害者等防災・避難マニュアルの活用や避難訓練への障がい者の積極的参加を促し防災知識の普及・啓発を図ります。

(3) ボランティア活動への支援

ボランティア団体等の活動を促進させるために、社会福祉協議会にボランティア活動の中核的役割を担うコーディネーターを設置し、情報の提供や相談、連絡調整等を行います。

また、ボランティア講座や研修会等を開催し、ボランティアの育成を図ると共に、学校や福祉施設等と連携を図りながら、ボランティア活動の参加機会の拡充を図ります。



第4節 高齢者福祉の基本的な考え方

1. 住み慣れた地域で生活していくための支援

【現状と課題】

高齢社会を迎え、一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯が増加しており、援助を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

その中で、多くの高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいと望んでいます。援助を必要とする高齢者に対し、個々の状況に応じた適切なサービスを提供できるような体制整備の充実を図ります。また、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制づくりを進めていくことが大切です。

そして、高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターがあります。高齢者施策の多様化に伴い、地域包括支援センターの担う役割は今後ますます重要になります。

【施策の展開】

(1) 地域で高齢者を支えるネットワークづくりの支援

高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要な支援が受けられるように、地域包括支援センターが中心となり住民の参加を得ながら身近な地域で日常的に支援していく体制づくりを進めます。

災害時支え合いマップの更新、避難訓練等を通し、隣近所の住民や小地域での支え合いのネットワークづくりを進めます。

(2) 在宅介護の支援

医療機関や介護保険事業者等、関係機関と連携を図ると共に生きがい対応型デイサービス事業や、ホームヘルパー派遣事業等の福祉サービスを積極的に推進していきます。

さらに質の高いサービスを目指し、多様化する利用者からのニーズの把握に努めます。

介護者の精神的、経済的負担の軽減のため、介護者交流事業や介護用品支給事業等の介護者支援事業の充実を図ります。

(3) 介護知識の普及、啓発

介護教室、介護予防教室を開催し、介護知識の普及啓発を図ります。

また、認知症サポーター（※注）の養成を行い、認知症の理解を図り、認知症になっても安心して暮らせる村づくりを進めます。

※注 認知症サポーターとは認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者

2. 健康で生き生きとした生活を送るための介護予防の推進

【現状と課題】

高齢期では、けがや病気が原因で寝たきりや認知症の発症へとつながり、要介護の状態になる人も少なくありません。

早い時期からの対応で改善が可能なことから、各種健診事業や健康教室、介護相談事業に取り組み、高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態にならないよう、地域包括支援センターが中心となって介護予防事業を行っています。

また、働くことに生きがいを感じている高齢者が多くいます。生き生きとした生活を送り生涯現役で働き続けられる環境の整備や生活支援が必要です。

【施策の展開】

(1) 介護予防事業の充実

高齢者を対象にした運動機能や口腔機能、栄養改善等の介護予防事業の充実を図り、高齢者の状態にあわせた介護予防の支援をします。

(2) 介護保険・福祉サービスの情報の提供

各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの種類、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を推進します。

(3) 高齢者の住みよい環境作りの推進

健康で活動的な高齢期をより長く過ごすため、高齢者の活力を生かした社会づくりを進め、自らの能力を最大限に生かした日常生活を営むことが出来る環境づくりに努めます。

(4) 医療費特別給付金制度の継続

医療費負担を軽減するために、可能な限り医療費特別給付金制度を継続すると共に、制度の周知と利用の促進を図ります。

3. 高齢者の社会参加の促進

【現状と課題】

誰もが生涯にわたり生きがいをもって心豊かに人生を送れるよう、様々な社会活動へ参加したり、生涯にわたって学んでいけたりする環境を整備し、生活の質の向上を支援しています。

また、子どもとのふれあい（世代間交流）を通じて、高齢者の現状を知ることにより、地域での「声かけ」運動等もしやすくなります。高齢者がともに集い・語り・楽しみ・安らげる場所、今まで培ってきた技能や知識などを活かしながら、これからの“生きがい”を見つけ出す場所の提供、活動の支援が必要です。

交通手段の確保については、多くの要望が寄せられていますので、高齢者の交通に関するニーズを把握する必要があります。

【施策の展開】

（1）高齢者の生きがいづくりと場所の提供

より多くの高齢者が社会参加を行えるよう、地域活動・スポーツ・生涯学習活動等の充実と参加の促進を生涯学習分野と連携のもとに進めます。

また、老人クラブ連合会の活動を継続して支援していきます。

（2）就労の支援と機会の確保

シルバー人材センターにおいて、就業機会を提供するため、企業への働きかけや、行政からの委託をさらに推進します。

（3）積極的なボランティア活動への参加の促進

高齢者の能力を社会参加によって活かすため、人材の登録制度やシルバーボランティアの組織育成を推進すると共に、老人クラブ等の協力のもとに公共施設での花づくりや、清掃活動など高齢者のもつ知恵や自然体験などの経験を生かしたボランティア活動を支援します。

（4）公共交通、移送サービスの充実

高齢者の交通に関するニーズを把握し、公共交通の充実と高齢者福祉輸送サービス事業への支援を進めます。

（5）交通安全の推進

高齢者の交通安全については、各種行事等の機会をとらえて安全教育を実施し啓発を図ります。また、運転者の高齢化に対応した講習会を実施します。

第5節 健康づくりの基本的な考え方

1. 正しい食生活の推進

【現状と課題】

「食」は生命の維持、心身の健康を保持するために欠くことのできない営みです。しかし、過剰摂取や摂取不良などの栄養バランスの偏りにより、肥満や痩せとなり、高血圧・高脂血症・糖尿病など生活習慣病の発症にもつながります。村では、高血圧の方が多く糖尿病予備軍も30歳代から見られます。

また、生活リズムの乱れから朝食の欠食や食事時間の乱れにつながっている人も見受けられます。

自分の食生活の乱れを自覚しつつも行動にうつせない方、バランスの良い食生活にするための方法や内容を知らない方がいます。乳幼児期から食育をすすめ、正しい情報の提供や、相談体制の充実が重要です。

【施策の展開】

(1) 食に関する正しい情報の提供

食に関してさまざまな情報が流れている中、食事時間・栄養バランス・塩分・糖分等について、偏りのない正しい情報を提供していきます。

(2) 栄養教育・相談の充実

幼い頃からの正しい生活習慣・食生活が健康づくりには欠かせません。離乳食教室や乳幼児健診、育児相談等を充実させ、幼い頃からの正しい生活習慣・食生活を身につける支援をしていきます。幼稚園・保育所・小学校・中学校との連携体制を充実させて、子ども達への食育や保健指導を推進します。

また、食事を家族団らんやコミュニケーションの場として、楽しい食事を提案します。

(3) 食生活改善部会などの地区組織の育成

身近な家庭や地域から食生活を見直し、改善していくよう食生活改善部会の研修会の充実を図ります。

2. 個人の健康状態に応じた運動の推進

【現状と課題】

身体活動・運動は、肥満をはじめ高血圧・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病の発症を予防・改善する効果があり、健康づくりの重要な要素です。しかし、近年、家事や仕事の機械化、交通手段の発達により身体活動が低下し生活習慣病の増加の一因となっています。

ふだん健康のために意識的に体を動かしている人は半数以下です。健康づくりのための運動がどういうものか理解することが大切です。健康のための運動の意識の向上・各地域で運動に取り組む体制づくり・環境づくりを進め、身体活動の増加と、運動の習慣化を目指す必要があります。

また、冬期の運動不足解消のため、冬期でも運動できる環境づくりと家庭でも手軽にできる運動の普及が必要です。

【施策の展開】

(1) 健康教室・教育の充実

健康づくりのための運動の必要性を理解するために、正しい知識の普及と情報の提供・周知を行います。

楽しんで行える運動や年齢にあった運動、冬期でも手軽にできる運動等を紹介していきます。

(2) 運動実践のための環境整備

継続して運動のできる公共施設等の環境整備を推進すると共に、楽しく運動が行える仲間をつくるきっかけを健康教室等で設けます。

(3) 地区組織を活用した取り組みの推進

保健補導員等の講習会の充実を図り、地域の健康づくり運動の活性化につなげます。

3. 積極的な健診受診と、結果を活かした健康づくりの推進

【現状と課題】

食生活・運動・喫煙・飲酒・休養・ストレスなど個人の生活習慣が深くかかわっている病気を生活習慣病といいます。なかでも「がん・脳卒中・心臓病」は全死亡数の約5割を占めます。幼児期から健康的な生活習慣を身につけること、健診等で自分の身体を知ること、生活習慣を見直すことは生活習慣病予防につながります。

【施策の展開】

(1) 各種健診体制の充実

健康管理の第一歩は、各種健診を受けて現在の健康状態を知ることです。受診しやすい健診体制づくりをすすめると共に、健診受診率の向上のため普及啓発に努めます。

また、健診後のフォロー体制の充実を図ります。

(2) 健康情報の提供

生活習慣を見直し、生活習慣病の予防を図るための知識の普及、正しい情報の提供を行うため、健康教室や相談事業の充実を図ります。

(3) ウォーキング運動の推進

ウォーキングは高齢者まで無理なく実施できる生活習慣病予防運動です。村内に設置されているウォーキングコースを活用しウォーキング運動を普及します。

(4) 地域ぐるみでの健康づくりの支援

保健補導員など地区組織主催の活動にみんなで参加して地域ぐるみで健康づくりに取り組めるよう地区活動を支援します。

4. こころの健康維持と休養の推進

【現状と課題】

近年、こころの病気が増加傾向にあります。村では精神保健福祉士による精神保健相談会を行っています。こころの病気を正しく理解し対応できるよう地域で取り組むことが望まれます。

また、自殺が社会問題となっています。うつ病は多くの人がかかる可能性を持つこころの病気であり、自殺のうち多くはうつ病が背景にあると考えられています。「こころの健康」に関する意識を高め、悩みを相談するなど早期に対応することにより、うつ病の早期対応、自殺予防の対策を図ることが必要です。

【施策の展開】

(1) 相談支援体制の整備

こころの悩みを相談できるように、精神保健福祉士等の専門家による相談支援体制づくりの充実を図ると共に医療機関等の関係機関との連携強化に努めます。

(2) 生涯教育の推進

自分にあったストレスの対処方法を見つけるため、余暇時間の有効利用について普及啓発を進めます。また、公民館活動など心のはりを大切にした生涯教育の情報を提供します。

(3) 心身の健康維持の支援

心の健康には身体が健康が大きく影響します。休養や運動に対する意識づくりを心がけると共に各種健康教室や相談事業の充実を図ります。

(4) こころの病気を理解しあえる地域社会づくりの推進

ストレスと付き合う方法やこころの健康に関する広報や講演会の継続的開催を行い、職場や地域社会等のサポート体制の充実を図り、こころの健康を重視した社会環境づくりを進めます。

5. 歯の健康の推進

【現状と課題】

歯と口の健康は食事をおいしく、楽しくするだけでなく、会話、いきいきとした表情の維持など明るく豊かな生活にとって重要です。そのため80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという8020運動が提唱されています。

現在1歳半健診でのむし歯保有率は諏訪地方平均より高く、3歳児健診でのむし歯保有率は県平均・諏訪地方平均より高い状況にあります。小中学生でも郡・県平均より未処置歯の割合が高い状況にあります。

また、青年期・壮年期では定期的に歯科検診を受けている方は少なく、自分の口腔内に関心が低い傾向が認められます。そのため、乳幼児期からの継続的な歯科保健対策の充実を図ることが大切です。

【施策の展開】

(1) 歯科相談・歯科検診の体制の充実

歯、歯茎など口腔内を健康に保てるよう、年代にあわせた歯科相談・歯科検診の充実を図ります。

(2) 学校での歯科保健対策の充実

小中学生から自分の歯に関心を持ち、むし歯の予防、早期発見・早期治療に心がけられるよう小中学校と連携し、継続的に知識の普及を行います。

(3) 8020運動の推進

口腔の健康を維持することで生活の質の向上につながることを知り、生涯いきいきとした生活をおくれるよう8020運動の推進を図ります。

6. 地域ぐるみの禁煙対策の推進

【現状と課題】

喫煙は、がんや心臓病、慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、肺気腫）等多くの病気の原因の他、歯周病（歯肉炎や歯槽膿漏）の一因ともなっています。一方母性保護の面からは、低出生体重児、流・早産など妊娠に関連した異常の危険因子の一つにもなっています。成人男性では40歳代の壮年期の半数以上が喫煙しており、女性では20歳代で約2割が喫煙しています。又、受動喫煙については、10歳代の家族の約半数に喫煙者がいます。これらの現状により、喫煙及び受動喫煙（*注）の害について正しい知識の普及と禁煙支援が必要です。

また、分煙環境の整備促進により、公共施設では分煙が進んでいます。

*注 受動喫煙とは喫煙者の周囲にいる非喫煙者がたばこの煙を吸いこむこと。
受動喫煙により、がんや呼吸器等、様々な疾病の危険が高まる。

【施策の展開】

(1) 年代別にあつた禁煙教育の実施

未成年の喫煙防止に向け家庭、学校、地域の関係団体（青少年健全育成協議会 等）と課題を共有し、喫煙防止に向け連携を強化します。

受動喫煙の健康への悪い影響に対する知識の普及に努めます。

また、健康教育の充実、情報提供により喫煙率の低下を図ります。

(2) 完全禁煙・分煙環境の整備促進

禁煙・分煙に取り組むよう飲食店や施設等に働きかけ、環境整備を進めます。

(3) 禁煙（卒煙）のシステムの紹介

禁煙、節煙希望者に対し禁煙外来や、保健福祉事務所との共催による卒煙クリニックの紹介をおこない若年者、壮年期の喫煙率低下を図ります。

7. 適度な飲酒の普及啓発

【現状と課題】

適量の飲酒はストレス解消や、コミュニケーションを円滑にする役割をはたしています。しかし、未成年者の飲酒は成長過程にある心身の健康を損ない、成人の多量飲酒は肝臓病・脳卒中、がんなどの危険因子になっておりアルコール依存症などの社会問題につながっています。

未成年者の場合、親や周囲の成人に飲酒を勧められるケースが散見されます。

以上から、未成年者の飲酒の防止を図り、アルコールが健康に与える影響について知識の普及に努め節度ある適度な飲酒が出来るよう支援対策を検討、実施していきます。

【施策の展開】

(1) 年代別にあった飲酒防止教育の実施

未成年者や妊婦の飲酒防止対策として家庭、学校、地域との連携により地域全体の課題として取り組めるよう意識の向上を図っていきます。

(2) 飲酒に関する知識の普及啓発

保健指導員や母子愛育部会、食生活改善部会などの地区組織の活動の中でアルコールについて学習会の開催を実施します。

また、広報や有線等を利用し知識の普及を行ないます。

(3) 断酒にむけての支援体制の充実

アルコール依存症に対する意識向上のため健康教育を充実し、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

断酒にむけて地域での活動している自助グループ（断酒会、酒害回復者クラブ等）の紹介をしていきます。

第5章 計画の推進に向けて

第5章では、

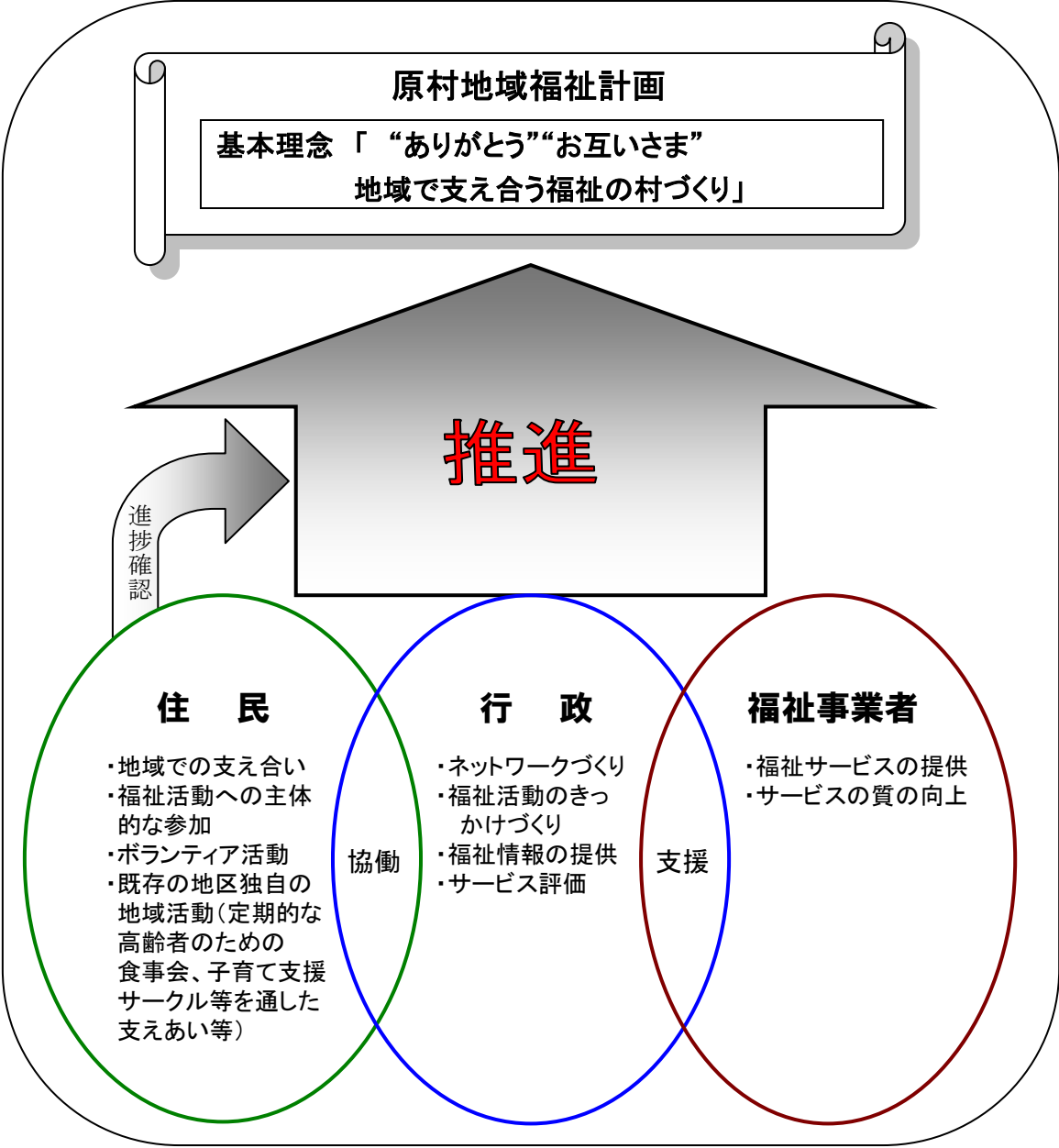
計画を具体的に推進していくため、「住民」「行政」「福祉事業者」の、それぞれの体制と役割分担を示し、またその中心となる、「地域福祉センター」の果たす役割について記載しています。



第1節 計画の推進と役割分担

地域福祉計画を推進していくためには行政が主体だけでなく、「住民主体」、「住民と行政の協働」、また「各種団体と連携」など多様な形で取り組む必要があります。

そのためには行政が調整役となって人と人、団体と団体などを結びつけ情報や活動面でのネットワークづくりを支援していくことや、福祉活動のきっかけづくりが求められます。



第2節 地域福祉センターとの連携による事業の推進

保健・医療・福祉の拠点として地域福祉センターがあり、現在、「保健福祉課」「原村診療所」「社会福祉協議会」がセンター内に入っています。

今後とも保健・医療・福祉の連携を深めながら、福祉の拠点として機能を強化し、地域福祉の仕組みの構築、総合相談窓口の継続、ボランティアコーディネーターの確保、福祉情報の発信、福祉人材の育成などの事業を推進していきます。

